コミュニテイレベルの自治制度に関する研究

市町村行財政研究調査会ワーキング

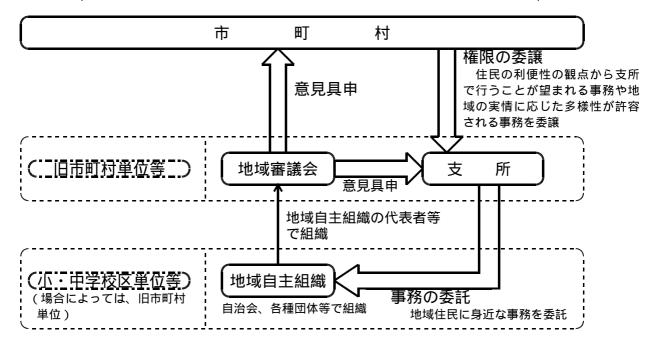
趣旨·目的

市町村が行財政基盤を充実・強化するために合併等により規模を拡大することと、住民自治の要請との双方のバランスをとる仕組みを提示する。

検討の経過

	市町村行財政 研究調査会	広域化する市町村においても住民の意思が的確 に反映され、住民の身近な課題は身近な地域で 解決できる仕組みを検討することが必要と指摘
平成13年度	同ワーキング	府内各地域の自治会等の活動実績や課題を調査 し、地域の公共的な活動を担う「地域自主組織」 を基礎とした住民自治の重要性を指摘

提案 (現行法制度の下で導入が可能な住民自治の仕組み 基本イメージ)



提案内容の特徴

法改正を要しないため、合併特例法の期限内の合併を目指す地域においても 導入することができる。

合併を予定してしない市町村においても導入が可能。

合併を検討している市町村に対し、合併の類型等に対応した制度設計の考え 方を提示。

制度化の参考として、条例や規約等のひな型を示しており、実践的なマニュアルとなっている。

中間報告の段階から新聞各紙で採り上げられるとともに、雑誌等にも紹介され、他府県からも資料請求や視察がある。

地域自主組織の課題

将来、地域自主組織の活動範囲が広がり、市町村からより広範な事務を受託 するようになるにつれて、法人格を持たない任意団体であることや設置単位 が狭域であることが活動の制約になることも考えられる。 地域自主組織が担える事務は原則として非権力的事務に限られ、権力的な事

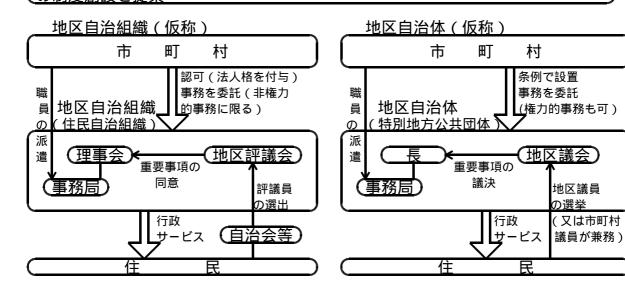
務については制約がある。



提案 (法改正を要する自治の仕組み 基本イメージ)

地域自主組織の発展形態として、

民主的な意思決定の仕組みを備えた法人格を有する地区自治組織(仮称) 市町村より狭域の特別地方公共団体である地区自治体(仮称) の制度創設を提案



地方制度調査会が提案する「地域自治組織」の類似点と相違点

類似点

基礎的自治体の組織の一部とされる行政区的なタイプの地域自治組織は提案 に 宗す支所と地域審議会の関係の考え方に類似。 (特別地方公共団体のタイプの地域自治組織は提案

の地区自治体(仮称)と類似

相違点

「地方制度調査会の検討内容は合併特例法失効後において制度化することが想定さ 法期限内の合併を目指す地域は新制度の導入ができない。

研究成果の活用方法

法期限内の合併を目指す地域が住民自治の仕組みの導入を望む場合に、 果を参考にして助言等の支援を行う

法改正を伴う制度の提案について、本研究成果を基に国、地方制度調査会等に対 早期の制度創設を働きかける

丹後6町では、地域振興協議会の設置が合併協定書に位置付けられた。